

最終処分場の浸出水処理後の水質測定

平成30年度

測定項目 (単位)	基準値 <sup>1)</sup>	6月7日	7月5日	8月2日	9月13日	10月17日	10月17日				
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下						0.001未満				
シアン化合物 (mg/L)	1 以下						0.1未満				
有機燐化合物 (mg/L)	1 以下						0.01未満				
鉛及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下						0.005未満				
六価クロム化合物 (mg/L)	0.5 以下						0.01未満				
砒素及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下						0.005未満				
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/L)	0.005 以下						0.0005未満				
アルキル水銀化合物 (mg/L)	不検出						不検出				
ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	0.003 以下						0.0002未満				
トリクロロエチレン (mg/L)	0.3 以下						0.0005未満				
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.1 以下						0.0005未満				
ジクロロメタン (mg/L)	0.2 以下						0.0005未満				
四塩化炭素 (mg/L)	0.02 以下						0.0005未満				
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.04 以下						0.0005未満				
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.2 以下						0.0005未満				
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.4 以下						0.0005未満				
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	3 以下						0.0005未満				
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.06 以下						0.0005未満				
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.02 以下						0.0005未満				
チウラム (mg/L)	0.06 以下						0.005未満				
シマジン (mg/L)	0.03 以下						0.002未満				
チオベンカルブ (mg/L)	0.2 以下						0.003未満				
ベンゼン (mg/L)	0.1 以下						0.0005未満				
セレン及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下						0.003				
ほう素及びその化合物 (mg/L)	230 以下						0.8				
ふっ素及びその化合物 (mg/L)	15 以下						1 未満				
1,4ジオキサン (mg/L)	0.5 以下						0.005未満				
フェノール類 (mg/L)	5 以下						0.1未満				
銅及びその化合物 (mg/L)	3 以下						0.01				
亜鉛及びその化合物 (mg/L)	2 以下						0.02				
鉄及びその化合物(溶解性) (mg/L)	10 以下						0.2未満				
マンガン及びその化合物(溶解性) (mg/L)	10 以下						0.16				
クロム及びその化合物 (mg/L)	2 以下						0.01未満				
ダイオキシン類 <sup>2)</sup> (pg-TEQ/L)	10 以下						0.00024				
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 (mg/L)	380 未満	18.0	23	19	22	21					
水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	6.8	6.9	7	7.5	7.4					
生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/L)	600 未満	2.6	4.4	3.2	31	10					
浮遊物質(SS) (mg/L)	600 未満	9.0	6	10	9	4					
ノルマルヘキサン抽出物質、鉱油類含有量 (mg/L)	5 以下	0.5 未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満					
ノルマルヘキサン抽出物質、動植物油脂類含有量 (mg/L)	30 以下	0.5 未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満					
窒素含有量 (mg/L)	240 未満	35.0	58	43	45	44					
燐含有量 (mg/L)	32 未満	0.21	0.062	0.057	0.043	0.081					
温度 (°C)	45 未満	14.7	15.2	19.5	16.2	12.4					
よう素消費量 (mg/L)	220 未満	3.0	12	6	0.5未満	2.3					
化学的酸素要求量(COD) (mg/L)	-						90				
大腸菌 (個/cm <sup>3</sup> )	-						30未満				

1) 基準値は「下水道排除基準」の値である。

2) 毒性当量は定量下限値未満を0として算出。(「日本工業規格 K0312」に準じた算出値)